

## ○駐在所等報償費の支給に関する訓令

(昭和57.2.26  
鹿児島県警察本部訓令3)

改正 前略…平成13.3訓令14

(目的)

**第1条** この訓令は、駐在所等報償費（以下「報償費」という。）の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(支給の範囲)

**第2条** 報償費は、次に掲げる者に支給する。

- (1) 駐在所又は駐在所と同一条件の幹部派出所、交番又は連絡所（以下「駐在所等」という。）に警察官と居住し、警察職務に協力する家族（原則として配偶者であるが、配偶者でない場合は、事実上協力している家族で、警察本部長の承認した者）
- (2) 駐在所等に居住し、駐在所、幹部派出所又は交番に勤務する単身警察官（独身者を含む。）

本条…一部改正〔平成4.3訓令11、6.10訓令26〕

(支給の金額)

**第3条** 報償費の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1号の者に対しては、1人当たり月額79,000円以内
- (2) 前条第2号の者に対しては、1人当たり月額8,000円以内

本条…一部改正〔昭和61.10訓令19、62.10訓令19、平成元.10訓令22、2.10訓令32、4.3訓令11、5.4訓令8、13.3訓令14〕

(支給の期間)

**第4条** 報償費は、翌月にその前月分を本人に支給する。

本条…一部改正〔平成10.3訓令11〕

附 則

- 1 この訓令は、昭和57年2月26日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。
- 2 駐在所等勤務警察官の家族に対する警察協力報償費支給に関する訓令（昭和36年鹿児島県警察本部訓令第24号）は、廃止する。

〔鹿児島警36〕・

③ 2041

第3編 生活安全 駐在所等報償費の支給に関する訓令

---

附 則 (昭和61.10.24訓令19)

この訓令は、昭和61年10月24日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則 (昭和62.10.9訓令19)

この訓令は、昭和62年10月9日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則 (平成元.10.17訓令22)

この訓令は、平成元年10月17日から施行し、改正後の駐在所等報償費の支給に関する訓令の規定は、平成元年4月1日から適用する。

附 則 (平成2.10.16訓令32)

この訓令は、平成2年10月16日から施行し、改正後の駐在所等報償費の支給に関する訓令の規定は、平成2年4月1日から適用する。

附 則 (平成4.3.31訓令11)

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成5.4.1訓令8)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6.10.31訓令26)

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則 (平成10.3.30訓令11)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成13.3.22訓令14)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。